

今年の株主優待は、株主総会終了後発送予定の決議通知に同封されます。
紛失されましたも再発行いたしかねますので、
お取り扱いに十分ご注意くださいようお願い
申し上げます。

YAMAN

第50回 定時株主総会招集ご通知

日時 2024年7月26日(金曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

場所 ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

株主総会当日は、ご出席の皆様へのお土産のご用意や商品販売会等の実施は予定しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

(証券コード 6630)

2024年7月10日

(電子提供措置の開始日 2024年7月4日)

株 主 各 位

東京都江東区古石場一丁目4番4号

ヤーマン株式会社

代表取締役社長 山 崎 貴三代

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ya-man.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(6630)を入力・検索し、「基本
情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には、電磁的方法(インターネット等)又は書面のいずれかの
方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株
主総会参考書類をご検討のうえ、2024年7月25日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くだ
さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年7月26日(金曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)3. 目的事項
報告事項

- 第50期(2023年5月1日から2024年4月30日まで)事業報告、連
結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
- 第50期(2023年5月1日から2024年4月30日まで)計算書類の内
容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求された株主様に交付する書面は下記の事項を記載しておりません。
 - ・業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表したがって、本書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎当日は節電対策として会場の冷房の温度調整を行うため、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。

当社企業情報サイト（株主総会情報）

<https://www.ya-man.co.jp/ir/meeting/>

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 2024年 7月26日(金曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



株主総会に当日ご出席されない場合

2024年 7月25日(木曜日)
午後5時入力完了分まで

インターネット等

当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>
にて議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は4ページから5ページをご覧ください。

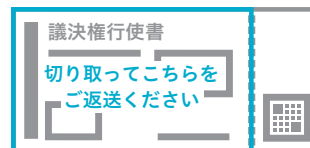
- (1) スマート行使による方法
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要)
- (2) インターネット等によるアクセス方法
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力必要)

- 議決権行使書面において、議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

2024年 7月25日(木曜日)
午後5時到着分まで

郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット等による議決権行使のご案内

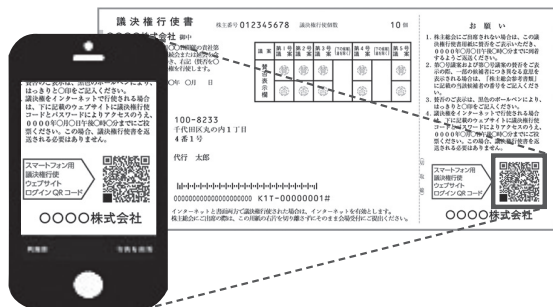
インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことよ
 っでのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォ
 ン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワ
 ード」が入力不要でアクセスできます。

(1) 「スマート行使」による方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要）

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コー
 ド」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

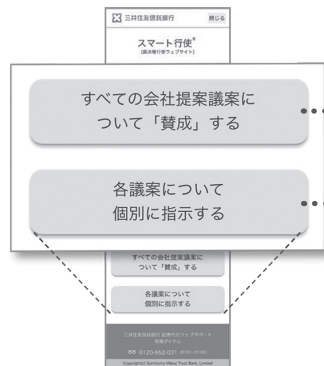
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 議決権行使書用紙のQRコードを読み取る (QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



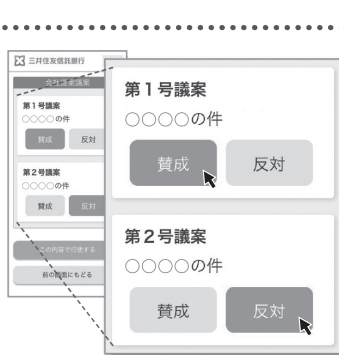
スマートフォンやタブレット端末で、
 同封の議決権行使書用紙に記載された
 「スマートフォン用議決権行使ウェブサ
 イットログインQRコード[®]」を読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が
 開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 議案の賛否を選択



画面の案内に従って議案の賛否
 を選択

画面の案内に従って
 行使完了です。

※一度議決権を行使
 した後で行使内容
 を変更される場合
 には、再度QRコー
 ドを読み取り、議決
 権行使書用紙に記
 載の「議決権行使
 コード」及び「パス
 ワード」をご入力く
 ださい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、今後の事業展開及び内部留保の状況等を勘案し、次のとおりとさせていただきます。存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円75銭
総額261,350,757円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年7月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役 山崎貴三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、山崎貴三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|-------------------------|--|------------|
| 1 | 山崎 貴三代 (1961年2月9日生) | 1983年4月 当社入社 1984年5月 マーケティングマネージャー 1986年7月 取締役マーケティングマネージャー 1989年12月 山崎商会株式会社（カーマン株式会社へ商号変更）代表取締役 1993年5月 取締役海外業務部長 1999年2月 代表取締役社長（現任） 2015年2月 YA-MAN U.S.A. LTD.代表取締役（現任） 2015年5月 LABO WELL株式会社代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) LABO WELL株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A. LTD. 代表取締役 | 6,204,600株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 山崎貴三代氏は、当社入社後、マーケティング部門や海外部門を経て、1986年から取締役を、1999年2月から現在に至るまで代表取締役社長を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。また、取締役会議長として、取締役会の適切な運営と活性化にも努めております。研究開発の強化、企業ブランディング、新しい市場の創出といった経営課題に対応し、マイルストーンである中期経営計画を達成するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 2 | 宮崎 昌也 (1975年11月22日生) | 1996年8月 当社入社 2000年12月 経理部課長 2008年1月 取締役管理本部長兼経理部長 2008年2月 LABO WELL株式会社取締役（現任） 2008年10月 取締役管理本部長兼企画管理部長 2009年6月 LABOWELL CORPORATION取締役 2010年1月 取締役管理本部長（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。 | 20,000株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 宮崎昌也氏は、当社入社後、長年にわたり管理部門を統括するとともに、2008年から現在に至るまで取締役を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。安定した財務状況を維持しつつ、経営資源の最適化を図り、今後の継続的成長を実現させるために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|------------------------|--|------------|
| 3 | 戸田正太 (1977年12月30日生) | 2001年4月 当社入社 2002年7月 健康機器事業部第一部長 2008年1月 執行役員第二健康機器事業部長 2010年5月 執行役員営業本部第二健康機器事業部長 2010年7月 取締役営業本部第二健康機器事業部長 2017年5月 取締役ブランド戦略本部長兼営業本部第二健康機器事業部長 2018年5月 取締役ブランド戦略本部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。 | 48,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 戸田正太氏は、当社入社後、営業部門において活躍し、2010年から現在に至るまで取締役に務め、2017年からはブランド戦略本部を統括するなど、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。広告宣伝活動を俯瞰的にコントロールし、ヤーマンブランドの確立と浸透を図るという経営上の課題に対応するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | | |
| 4 | 高田潤 (1976年10月10日生) | 1999年4月 当社入社 2009年1月 品質管理部長 2020年5月 執行役員品質管理部長 2020年8月 執行役員品質管理部長兼生産技術部長 2021年5月 執行役員開発本部長兼品質管理部長兼生産技術部長 2021年7月 取締役開発本部長兼品質管理部長兼生産技術部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。 | 4,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 高田潤氏は、当社入社後、開発部門の品質管理業務において活躍し、広く当社の事業について豊富な経験と実績を有しております。研究開発体制を強化し、世界に通用する独創的でオリジナリティに溢れる製品を上市していくという経営上の課題に対応するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|--|------------|
| 5 | いしだかずお 石田和男 (1954年12月11日生) | <p>1979年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行</p> <p>2007年6月 りそな信託銀行株式会社（現株式会社りそな銀行）執行役員業務統括部担当</p> <p>2009年4月 株式会社りそな銀行執行役員信託ビジネス部担当</p> <p>2010年6月 同行常務執行役員</p> <p>2012年4月 株式会社埼玉りそな銀行常勤監査役</p> <p>2015年2月 北興化学工業株式会社常勤監査役</p> <p>2016年7月 同社専務執行役員企画管理グループ担当</p> <p>2016年7月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2018年2月 ホクコーパツクス株式会社代表取締役</p> <p>2020年7月 村田長株式会社取締役</p> <p>2021年2月 同社代表取締役</p> <p>2021年6月 野村貿易株式会社社外取締役監査等委員</p> <p>2021年6月 令和アカウンティング・ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 令和アカウンティング・ホールディングス株式会社 社外取締役</p> | 1,500株 |
| | <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>石田和男氏は、金融機関や化学メーカー等において要職を歴任し、企業経営やコーポレートガバナンス、内部統制等に関する広範な知識と豊富な経験を有しております。2016年7月に当社の社外取締役に就任以降、客観性や中立性を保ちながら、その経験と見識を活かして、取締役会に対する積極的な助言・提言と、適切な意思決定を行ってきました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、経営全般への助言と監督機能の強化、取締役会における適切な意思決定を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | |
| 6 | くりはらたけし 栗原猛 (1972年5月19日生) | <p>1996年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>2004年7月 税理士法人平成会計社（現税理士法人令和会計社）入所</p> <p>2010年7月 ひなた監査法人入所 同法人社員（現任）</p> <p>2019年7月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 公認会計士</p> | — |
| | <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>栗原猛氏は、公認会計士の資格を持ち、財務会計に関する高い知見と幅広い実務経験を有しております。2019年7月に当社の社外取締役に就任以降、客観性や中立性を保ちながら、その経験と見識を活かして、取締役会に対する積極的な助言・提言と適切な意思決定を行ってきました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の財務会計の全般的な監督と助言、取締役会における適切な意思決定を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|------------|
| 7 | 井川沙紀 (1980年10月10日生) (戸籍上の氏名：下村沙紀) | <p>2003年4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス入社</p> <p>2006年4月 株式会社エムアウト入社</p> <p>2010年6月 プレッツェルジャパン株式会社入社</p> <p>2013年9月 株式会社トリドール入社</p> <p>2014年11月 Blue Bottle Coffee Japan合同会社入社</p> <p>2015年6月 同社取締役 日本代表</p> <p>2018年11月 BLUE BOTTLE COFFEE Inc. 転籍、VP of Experience (体験担当役員)</p> <p>2019年8月 同社Asia President (アジア支社長)</p> <p>2020年10月 同社Chief Brand Officer (ブランド最高責任者)</p> <p>2021年7月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2022年1月 インフロッセンス株式会社設立 同社代表取締役 (現任)</p> <p>2022年3月 株式会社ユーザベース社外取締役</p> <p>2023年7月 株式会社スマレジ社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) インフロッセンス株式会社 代表取締役 株式会社スマレジ 社外取締役</p> | — |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>井川沙紀氏は、多様な業界での経験と企業経営者としての優れた能力を有しており、当社が経営課題とするブランディングにも精通していることから、当社はその経験と実力を高く評価しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社のブランド形成に関する助言と多角的な視点を活かした経営に対する提言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏は、社外取締役候補者であります。
- (注) 3. 石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏が取締役に就任した場合、引き続き東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定です。
- (注) 4. 社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石田和男氏が8年、栗原猛氏が5年、井川沙紀氏が3年となります。
- (注) 5. 当社は、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、各氏の選任が承認された場合、当該契約が引き続き適用されます。
- (注) 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。山崎貴三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
- (注) 7. 社外取締役候補者の井川沙紀氏の戸籍上の氏名は下村沙紀であります。

〈ご参考〉

取締役(予定)及び監査役の専門性と経験

| | 企業経営 | 営業・ マーケティング | 製品開発・ 技術・研究 | グローバル | 財務・会計 | 人事・ 人財開発 | 法務・ リスク管理・ 内部統制 |
|---------|------|----------------|----------------|-------|-------|-------------|-----------------------|
| 取締役 | | | | | | | |
| 山 崎 貴三代 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 宮 崎 昌 也 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ |
| 戸 田 正 太 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 高 田 潤 | ○ | | ○ | | | | ○ |
| 石 田 和 男 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 栗 原 猛 | | | | | ○ | | ○ |
| 井 川 沙 紀 | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 監査役 | | | | | | | |
| 鳥 山 望 | | | | | ○ | | ○ |
| 鴛 海 量 明 | | | | | ○ | | ○ |
| 河 本 智 子 | | | | | | | ○ |

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|----------------|
| なかにし まり 中西麻理 (1980年6月13日生) | 2005年4月 中央青山監査法人入所 2006年1月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 2009年1月 HSKコンサルティング株式会社（現 令和アカウント ィング・ホールディングス株式会社）入社 2012年8月 中西麻理公認会計士事務所設立 所長（現任） 2021年7月 明星監査法人 代表社員（現任） 2022年7月 清水建設プライベートリート投資法人 監督役員（現 任） 2024年6月 カップ・クリエイト株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士 | — |
| <p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 中西麻理氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務会計に関する豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材であると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> | | |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 中西麻理氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- (注) 3. 中西麻理氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定です。
- (注) 4. 中西麻理氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- (注) 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。
中西麻理氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がMazars有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、中長期的な目線での企業価値向上を目指していくにあたり、当社の今後の経営体制や事業展開を十分に理解したうえで、新たな視点に立った機動的な監査が期待できること、グローバルネットワークを有していること、当社の事業規模に適した専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

| | |
|---------------------|--|
| ①名称 | Mazars有限責任監査法人 |
| ②主たる事務所の所在地 | 東京都港区赤坂1丁目11番44号 赤坂インターシティ5階 |
| ③沿革 | 2011年5月 設立 2014年9月 Mazarsと提携開始 2019年7月 無限責任監査法人から有限責任監査法人へ移行 |
| ④概要 (2024年5月末現在) | 資本金 6,260万円 代表者 総括代表社員 大矢昇太 構成人員 代表社員 2名 社員 8名 公認会計士 13名 その他監査実施者 68名 非常勤職員 47名 |

(注) 1. Mazars有限責任監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

(注) 2. 2024年9月1日より「Forvis Mazars有限責任監査法人」に改称を予定しております。

以 上

事業報告

(2023年5月1日から)
(2024年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが第5類に移行され、社会経済活動の正常化が一段と進むなか、個人消費の持ち直しが見られ、訪日外国人旅行者数がコロナ禍前を上回る水準まで回復したことにより、緩やかな回復傾向にありました。

しかしながら、地政学リスクの高まり、世界的な資源価格の高騰の継続、物価の上昇、円安の進行などの影響は大きく、景気の先行きは依然として見通せない状況が続いております。

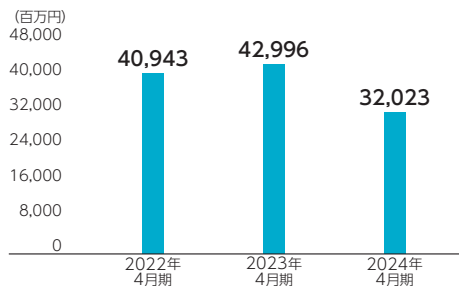
このような状況の下、当社グループでは、2023年6月に公表した新・中期経営計画「Going Global Strategy」に5か年の数値目標として掲げた「売上高700億円」の達成に向けて、2023年11月に旗艦店「YA-MAN the store GINZA」を東京・銀座にオープンさせたほか、FDA・NMPAなどの各国の認証登録の推進、「表情筋研究所」での産学共同研究や直販ECシステム等の設備投資の強化、ヘアケア・シェーバーといった新カテゴリの立ち上げなどに取り組んでまいりました。

足元の物価上昇による消費者マインドの回復の遅れ及び中国での経済停滞等により、当連結会計年度の売上高は32,023,828千円（前連結会計年度比25.5%減）と前連結会計年度を下回りました。投資が先行したことによる費用の増加や、中国国内での諸状況を勘案して、中国向け売掛金の一部について、保守的・予防的に貸倒引当金を計上したこと及びコロナ禍当初に在庫確保のために調達した棚卸資産の一部について評価損を計上したこと等から、営業利益は416,279千円（前連結会計年度比93.2%減）、経常利益は1,010,857千円（前連結会計年度比82.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は398,330千円（前連結会計年度比89.8%減）と利益面でも前連結会計年度を下回ることとなりました。

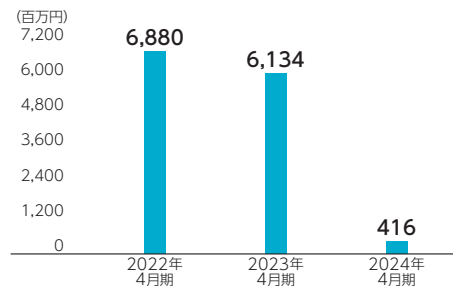
海外では、これまで好調に推移していた中国国内での販売が、ALPS処理水の問題に端を発した日本製品買い控えや、RF規制に向けた他メーカーのRF搭載美容機器の安売りによる市場の混乱などの影響が残り、想定以上に落ち込みました。中国市場の減速は、回復傾向に

連結財務ハイライト

● 売上高



● 営業利益



あるものの、当面続くものと考えられますが、中国国内でのヤーマンブランドの認知度は高く、状況が回復するまでの一時的な落ち込みであると認識しております。また、今回のような中国国内の急激な変化に対処できる体制を整えるべく、これまでの代理店経由での販売に加えて、2024年1月に設立した雅萌（浙江）電子商務有限公司において、中国国内でのBtoC事業に本格参入するなど、販路や製品展開の見直しを通じて売上の回復を目指してまいります。なお、中国国内のALPS処理水の問題、RF規制の混乱及び中国国内の経済環境の停滞を勘案して、中国向け売掛金の一部について、保守的・予防的に貸倒引当金を計上しております。現時点においては、貸倒れや未回収等、具体的な損失は発生しておりません。

国内では、シェーバー・ヘアケアといった新カテゴリーや直販部門でのリピート施策について、未だ投資が先行し、売上の伸長に寄与することができませんでした。新カテゴリーへの投資については、市場規模が大きいだけに、認知度を上げて売上に結び付くまでの時間がかかるものと想定しており、広告施策や製品展開の見直しを行いながら、シェアの拡大を目指してまいります。さらに、サプライチェーンの見直し、広告宣伝の効率化、リピート商材の拡充などにも注力し、コスト削減と売上の底上げを目指してまいります。

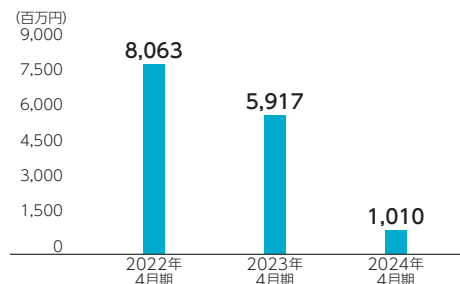
次に、各部門の概況についてご報告申し上げます。

当社グループの美容健康関連事業は、販売チャネルごとに、大きく通販部門、店販部門、直販部門、海外部門に区分されます。

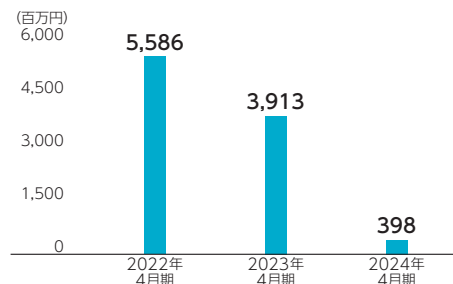
通販部門におきましては、新製品の投入が遅れ、従来製品の販売が中心となったことから、売上高は4,215,101千円（前連結会計年度比36.8%減）、セグメント利益は911,684千円（前連結会計年度比60.4%減）と売上・利益ともに前連結会計年度を下回りました。

店販部門におきましては、2023年11月にオープンした旗艦店「YA-MAN the store GINZA」が好調に推移し、家電量販店や百貨店など店頭への人流の回復も見られたものの、既存カテゴリーについては競合が増加していること、新カテゴリーについてはいまだ投資が先行して売上に繋がるまで時間を要していることから、売上高は7,473,231千円（前連結会計年度比6.0%減）、セグメント利益は994,756千円（前連結会計年度比45.5%減）と売上・利益ともに前連結会計年度を下回りました。

● 経常利益



● 親会社株主に帰属する当期純利益



直販部門におきましては、自社ECサイトでのリピート商材への広告投資に注力しましたが、新システム入替時での自社ECサイトの停止影響等もあり、売上高は8,498,350千円（前連結会計年度比14.3%減）、セグメント利益は2,672,589千円（前連結会計年度比41.7%減）と売上・利益ともに前連結会計年度を下回りました。

なお、直販部門では、顧客管理、ニーズ分析、販売促進の高度化・効率化に向けて、直販ECシステムの刷新に取り組んでおり、2024年2月に新システムの入替が完了いたしました。今後は新システムを活用して、お客様の利便性や満足度を向上させ、売上の拡大に繋げてまいります。

海外部門におきましては、中国向けの販売が、ALPS処理水の問題に端を発した日本製品買い控えや、RF規制に向けた他メーカーのRF搭載美容機器の安売りによる市場の混乱などの影響を大きく受けたこと及び中国国内での諸状況を勘案して、中国向け売掛金の一部について、保守的・予防的に貸倒引当金を計上した結果、売上高は11,256,694千円（前連結会計年度比37.1%減）、セグメント利益は3,067,354千円（前連結会計年度比55.4%減）と売上・利益ともに前連結会計年度を大きく下回りました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において、新たな資金調達はありませんでした。

一方、長期借入金を624,000千円返済しております。

② 設備投資

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は840,508千円であり、その主なものは旗艦店「YA-MAN the store GINZA」への投資、直販ECシステム刷新のための投資及び製品の製造に係る金型の購入のための投資であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区分 \ 年度 | 第47期 2020年5月1日～ 2021年4月30日 | 第48期 2021年5月1日～ 2022年4月30日 | 第49期 2022年5月1日～ 2023年4月30日 | 第50期 (当連結会計年度) 2023年5月1日～ 2024年4月30日 |
|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|
| 売上高 (千円) | 36,631,026 | 40,943,193 | 42,996,308 | 32,023,828 |
| 経常利益 (千円) | 6,104,957 | 8,063,479 | 5,917,504 | 1,010,857 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 3,727,926 | 5,586,869 | 3,913,141 | 398,330 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 67.75 | 101.54 | 71.12 | 7.24 |
| 総資産額 (千円) | 25,855,511 | 30,552,173 | 30,979,525 | 29,090,155 |
| 純資産額 (千円) | 16,893,058 | 22,093,208 | 25,435,945 | 25,113,731 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 307.03 | 401.54 | 462.29 | 456.44 |

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分 \ 年度 | 第47期 2020年5月1日～ 2021年4月30日 | 第48期 2021年5月1日～ 2022年4月30日 | 第49期 2022年5月1日～ 2023年4月30日 | 第50期 (当事業年度) 2023年5月1日～ 2024年4月30日 |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|
| 売上高 (千円) | 36,122,257 | 40,674,041 | 42,695,057 | 30,849,399 |
| 経常利益 (千円) | 6,546,621 | 8,312,464 | 6,763,342 | 2,037,118 |
| 当期純利益 (千円) | 3,474,832 | 5,597,727 | 4,712,724 | 162,215 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 63.15 | 101.74 | 85.65 | 2.95 |
| 総資産額 (千円) | 26,043,066 | 30,684,148 | 31,762,111 | 28,925,919 |
| 純資産額 (千円) | 17,117,699 | 22,258,750 | 26,379,997 | 25,826,937 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 311.11 | 404.55 | 479.45 | 469.40 |

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数に、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数に基づいて算定しており、銭未満を四捨五入して表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年6月に策定した中期経営計画「Going Global Strategy」の達成に向けて、次の事項を特に重点的に取り組むべき課題としております。

① 研究開発活動の強化

当社グループが属する美容健康関連業界では、様々な製品・商品が販売されており、その中からお客様に選ばれるためには、お客様のニーズに応えるのはもちろん、美容の常識を塗り替えるような夢や驚きのある製品の開発が必要になります。

2020年に立ち上げた「表情筋研究所」を軸に、産学連携の推進など研究開発への投資をさらに強化してまいりるほか、FDA・NMPAなどの各種認証への対応にも注力してまいります。

当期は、東京大学との共同研究を進めて、論文2本の発表を行っております。また、2023年6月にFDAからメディリフトプラスの申請、2024年4月にNMPAからIPL脱毛器の申請が、それぞれ認可されました。

② 企業ブランディング

売上規模の拡大のためには、個々の製品・商品のみならず、「ヤーマン」という企業ブランド自体の認知をグローバルに広げ、底上げを図っていく必要があります。

特に新カテゴリであるヘアケア・シェーバーについては、育成ブランドとして積極的に広告投資を継続するほか、企業イメージ向上を狙った広告宣伝についても充実させてまいります。

また、多様な人材の活用による組織の強化と活性化、SDGs推進に向けた環境問題への取り組みなどを通して、「ヤーマン」ブランドの確立と浸透に注力してまいります。

当期は、2023年11月に、東京・銀座に旗艦店「YA-MAN the store GINZA」をオープンし、当社の製品やテクノロジーを世界に発信する拠点を設けました。

③ グローバル展開の強化

当社グループは、「日本発のグローバルブランドカンパニー」として、アジアのみならず全世界への展開を目指しております。

ユニバーサルデザインの推進や各種認証の取得などによるグローバルに通用する製品開発、海外を視野に入れた広告展開などを進めてまいります。

また、当社グループには、米国と中国に海外子会社がありますが、これらを足掛かりにグローバル展開を加速すべく、投資を強化してまいります。

当期は、2024年1月に雅萌（浙江）電子商務有限公司を設立し、既存の中国代理店販売に加え、当社独自の直接販売を開拓しました。

ただし、中国において、ALPS処理水の影響、RF規制混乱及び中国国内の経済環境の停滞により、その回復には時間がかかると見込み、中期経営計画で2025年4月期に計画していた売上高500億円の目標は、1年後ろ倒しになる見込みです。

なお、2028年4月期での売上高700億円の目標に、変更はございません。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、主に美容健康関連機器の研究開発、製造、販売及び化粧品・バラエティ雑貨・アパレル・ファッショングッズ等の企画開発、仕入販売を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等

① 企業集団の主要拠点

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------|---------------------------|
| 本 店 | 東 京 都 江 東 区 |
| 本 社 事 務 所 | 東 京 都 江 東 区 |
| LABO WELL 株式会社 | 東 京 都 江 東 区 |
| YA-MAN U.S.A. LTD. | 米国デラウェア州ウィルミントン |
| 雅萌（上海）美容科技有限公司 | 中 華 人 民 共 和 国 上 海 市 |
| 雅萌（浙江）電子商務有限公司 | 中 華 人 民 共 和 国 浙 江 省 玉 環 市 |

② 企業集団の従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 |
|----------|---------|
| 通 販 部 門 | 9名 |
| 店 販 部 門 | 196名 |
| 直 販 部 門 | 30名 |
| 海 外 部 門 | 30名 |
| そ の 他 | 1名 |
| 全 社（共 通） | 180名 |
| 計 | 446名 |

(注) 全社（共通）は、管理本部、開発本部及び生産・物流本部の従業員であります。

③ 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度比増減 | 平均勤続年数 | 平均年齢 |
|------|----------|--------|-------|
| 432名 | 63名増 | 4.7年 | 35.3歳 |

(注) 従業員数の主な増加の要因は、店販部門における店頭販売員の増加によるものであります。

(7) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------------|-------------|--------|-----------------------|
| LABO WELL株式会社 | 10,000千円 | 100.0% | 美容健康関連機器、化粧品、アパレル等の販売 |
| YA-MAN U.S.A. LTD. | 1,689,350千円 | 100.0% | 美容健康関連機器、化粧品等の販売 |
| 雅萌（上海）美容科技有限公司 | 320,268千円 | 100.0% | 化粧品等の販売 |
| 雅萌（浙江）電子商務有限公司 | 10,830千円 | 100.0% | 美容健康関連機器、化粧品等の販売 |
| MACHERIE BEAUTY TECHNOLOGY CO.,LTD | 984,287千円 | 35.0% | 美容健康関連機器の製造及び販売 |
| 株式会社エフェクティム | 499,900千円 | 35.0% | 美容健康関連機器、化粧品等の企画及び販売 |

(注) 当事業年度において、当社の子会社である雅萌（上海）美容科技有限公司が、新たに雅萌（浙江）電子商務有限公司を設立いたしました。雅萌（浙江）電子商務有限公司の株式は、雅萌（上海）美容科技有限公司を通じての間接所有となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

| 借入先 | 借入金残高（千円） |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 286,000 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 140,000 |
| 株式会社みずほ銀行 | 140,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 140,000 |

(注) 事業年度末における残高が1億円以上の借入先を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 195,555,520株
- (2) 発行済株式の総数 58,348,880株 (自己株式3,327,668株を含む。)
- (3) 当事業年度末の株主数 83,516名

(4) 上位10名の株主の状況

| 株主名 | 持株数(株) | 持株比率(%) |
|---------------------------------|-----------|---------|
| 山崎 静子 | 9,527,450 | 17.31 |
| 山崎 貴三 代 | 6,204,600 | 11.27 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,973,000 | 5.40 |
| 一般社団法人美山崎 | 2,811,050 | 5.10 |
| 山崎 光英 | 2,453,600 | 4.45 |
| V i c t o r i a Y a m a z a k i | 2,080,000 | 3.78 |
| 山崎 知美 | 2,080,000 | 3.78 |
| 山崎 岩男 | 1,473,600 | 2.67 |
| エ コ ラ イ ト 合 同 会 社 | 643,900 | 1.17 |
| 伊藤 千保美 | 429,600 | 0.78 |

- (注) 1. 持株比率は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年4月30日現在）

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------|---------------|---|
| 山崎 貴三代 | 代表取締役社長 | LABO WELL 株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A. LTD. 代表取締役 |
| 宮崎 昌也 | 取締役 管理本部長 | — |
| 戸田 正太 | 取締役 ブランド戦略本部長 | — |
| 高田 潤 | 取締役 開発本部長 | — |
| 石田 和男 | 取締役 | 令和アカウンティング・ホールディングス株式会社 社外取締役 |
| 栗原 猛 | 取締役 | 公認会計士 |
| 井川 沙紀 | 取締役 | インフロレッセンス株式会社 代表取締役 株式会社スマレジ 社外取締役 |
| 鳥山 望 | 常勤監査役 | — |
| 鷺海 量明 | 監査役 | 公認会計士、税理士 税理士法人おしゆみ総合会計事務所 代表社員 ソーバル株式会社 社外監査役 タマホーム株式会社 社外監査役 |
| 河本 智子 | 監査役 | 弁護士 |

- (注) 1. 取締役 石田和男、栗原猛、井川沙紀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 鳥山望、鷺海量明、河本智子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役 石田和男、栗原猛、井川沙紀及び監査役 鳥山望、鷺海量明、河本智子は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 鷺海量明は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務会計の高い知見と幅広い経験を有するものであります。
 5. 当社では、取締役会の意思決定及び業務執行の迅速化並びに効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
 6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。
 7. 取締役 井川沙紀の戸籍上の氏名は下村沙紀であります。

(2) 当事業年度中に退任した監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任理由 | 退任時の地位 |
|-------|------------|------|--------|
| 岩崎 榮治 | 2023年7月27日 | 辞任 | 監査役 |

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、取締役の指名・報酬の内容及び決定プロセスを透明化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図るため、2021年12月14日付で任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会からの諮問に対して同委員会において審議し、その答申を踏まえうえで決定しております。

a 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績などを総合的に勘案することとし、個々の取締役の報酬の決定に際

しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、個々の取締役の報酬等の額の決定については、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、業務執行取締役については、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を総合的に勘案し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑みて、各取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を総合的に勘案し、いずれも基本報酬のみを支払うこととする。

- b 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、業務執行取締役については各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を考慮し、部長職給与の最高額に取締役会において定める取締役の職位別の係数を乗じた額並びに一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、社外取締役については各取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を考慮し、一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- c 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社においては、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を導入していないため、今後必要に応じて検討していくものとする。

- d 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社においては、基本報酬（金銭報酬）のみを支給しているが、今後必要に応じて業績連動報酬等及び非金銭報酬等の導入について検討していくものとする。

- e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年7月3日開催の第32回定時株主総会において年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年7月30日開催の第33回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2023年7月27日開催の取締役会において、代表取締役 山崎貴三代に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の担当職務の内容、会社業績に対する貢献度等を踏まえた基本報酬の年俸額の決定です。

これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く事業環境や当社の経営状況を熟知し、会社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役が最も適しているという判断によるものです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区 分 | 支 給 人 員 | 基 本 報 酬 |
|-------|---------|-----------|
| 取 締 役 | 7名 | 129,830千円 |
| 監 査 役 | 4名 | 16,760千円 |
| 計 | 11名 | 146,590千円 |

- (注) 1. 上記には、2023年7月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 上記金額には、社外取締役3名分及び社外監査役4名分を含んでおり、その総額は34,310千円であります。
3. 当社は、上記金額以外に業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給しておりません。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項
取締役 井川沙紀はインプロレッセンス株式会社の代表取締役ですが、同社と当社間に特別の関係はありません。
監査役 鷺海量明は税理士法人おしうみ総合会計事務所の代表社員ですが、同法人と当社間に特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項
取締役 石田和男は令和アカウンティング・ホールディングス株式会社の社外取締役ですが、同社と当社間に特別の関係はありません。
取締役 井川沙紀は株式会社スマレジの社外取締役ですが、同社と当社間に特別の関係はありません。
監査役 鷺海量明はソーバル株式会社及びタマホーム株式会社の社外監査役ですが、これらの会社と当社間に特別の関係はありません。
- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との親族関係
該当事項はありません。
- ④ 各社外役員の名な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 石 田 和 男 | 当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な実務経験に基づく意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する経営全般の監督と助言という役割を適切に果たしております。 |
| 取 締 役 | 栗 原 猛 | 当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する財務会計の全般的な監督と助言という役割を適切に果たしております。 |
| 取 締 役 | 井 川 沙 紀 | 当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に企業ブランディングの見識を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する多角的な視点からの経営の監督と助言という役割を適切に果たしております。 |
| 監 査 役 | 鳥 山 望 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、金融機関における長年の経験に基づく企業経営に関する豊富な実務経験と見識を活かして、経営全般に対する適切かつ有益な助言・提言を行っております。 |
| 監 査 役 | 鷺 海 量 明 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と知識に基づき、企業財務や会計に関する専門性の高い意見を述べるなど、適切かつ有益な助言・提言を行っております。 |

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|---|
| 監 査 役 | 河 本 智 子 | 2023年7月27日に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査役会10回のすべてに出席し、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と知識に基づき、リスクマネジメントやコンプライアンスの観点から専門性の高い意見を述べるなど、適切かつ有益な助言・提言を行っております。 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の報酬等の額

| | 区 分 | 報 酬 等 の 額 |
|---|---------------------------------------|-----------|
| ① | 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 45,942千円 |
| ② | 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45,942千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて十分な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 26,016,368 | 流動負債 | 3,127,132 |
| 現金及び預金 | 16,605,688 | 支払手形及び買掛金 | 782,389 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 4,834,018 | 1年内返済予定の長期借入金 | 606,000 |
| 商品及び製品 | 2,956,659 | リース債務 | 8,878 |
| 仕掛品 | 22,500 | 未払金 | 1,122,713 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,077,383 | 未払法人税等 | 18,103 |
| 未収入金 | 506,232 | 賞与引当金 | 122,033 |
| 未収還付法人税等 | 101,565 | その他 | 467,013 |
| その他 | 892,319 | 固定負債 | 849,290 |
| 貸倒引当金 | △980,000 | 長期借入金 | 100,000 |
| 固定資産 | 3,073,786 | リース債務 | 14,194 |
| 有形固定資産 | 899,670 | 持分法適用に伴う負債 | 735,095 |
| 建物及び構築物 | 493,025 | 負債合計 | 3,976,423 |
| 機械装置及び運搬具 | 104,068 | (純資産の部) | |
| 土地 | 158,177 | 株主資本 | 25,047,128 |
| リース資産 | 21,154 | 資本金 | 1,813,796 |
| 建設仮勘定 | 17,634 | 資本剰余金 | 1,432,431 |
| その他 | 105,608 | 利益剰余金 | 24,688,019 |
| 無形固定資産 | 690,351 | 自己株式 | △2,887,118 |
| その他 | 690,351 | その他の包括利益累計額 | 66,603 |
| 投資その他の資産 | 1,483,765 | 為替換算調整勘定 | 66,603 |
| 投資有価証券 | 300,000 | 純資産合計 | 25,113,731 |
| 関係会社株式 | 107,940 | 負債・純資産合計 | 29,090,155 |
| 繰延税金資産 | 562,309 | | |
| その他 | 513,515 | | |
| 資産合計 | 29,090,155 | | |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年5月1日から
2024年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高 | | 32,023,828 |
| 売 上 原 価 | | 12,895,064 |
| 売 上 総 利 益 | | 19,128,764 |
| 販売費及び一般管理費 | | 18,712,485 |
| 営 業 利 益 | | 416,279 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 13,644 | |
| 為 替 差 益 | 1,151,071 | |
| そ の 他 | 5,280 | 1,169,997 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 21,060 | |
| 支 払 保 証 料 | 3,685 | |
| 売 上 債 権 売 却 損 | 2,810 | |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失 | 541,868 | |
| そ の 他 | 5,994 | 575,418 |
| 経 常 利 益 | | 1,010,857 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 31,886 | 31,886 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 978,971 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 780,372 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △199,731 | 580,640 |
| 当 期 純 利 益 | | 398,330 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 398,330 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年5月1日から
2024年4月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2023年5月1日残高 | 1,813,796 | 1,432,431 | 25,004,092 | △2,887,118 | 25,363,201 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | — | △715,275 | — | △715,275 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | — | — | 398,330 | — | 398,330 |
| そ の 他 | — | — | 871 | — | 871 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | — | — | — | — | — |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | △316,073 | — | △316,073 |
| 2024年4月30日残高 | 1,813,796 | 1,432,431 | 24,688,019 | △2,887,118 | 25,047,128 |

| | その他の包括利益累計額 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|--------------------|-------------------|------------|
| | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | その他の包括 利益累計額合計 | |
| 2023年5月1日残高 | 72,743 | 72,743 | 25,435,945 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | — | △715,275 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | — | — | 398,330 |
| そ の 他 | — | — | 871 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | △6,140 | △6,140 | △6,140 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △6,140 | △6,140 | △322,213 |
| 2024年4月30日残高 | 66,603 | 66,603 | 25,113,731 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 25,384,998 | 流動負債 | 2,984,788 |
| 現金及び預金 | 16,217,409 | 買掛金 | 760,437 |
| 受取手形 | 12,748 | 1年内返済予定の長期借入金 | 606,000 |
| 売掛金及び契約資産 | 4,751,069 | リース債務 | 7,440 |
| 商品及び製品 | 2,818,438 | 未払金 | 1,009,351 |
| 仕掛品 | 22,500 | 未払費用 | 34,604 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,077,383 | 未払法人税等 | 18,033 |
| 前渡金 | 173,331 | 前受金 | 3,918 |
| 前払費用 | 219,810 | 預り金 | 48,691 |
| 未収入金 | 506,915 | 賞与引当金 | 122,033 |
| その他の他金 | 565,391 | その他の他 | 374,277 |
| 貸倒引当金 | △980,000 | 固定負債 | 114,194 |
| 固定資産 | 3,540,921 | 長期借入金 | 100,000 |
| 有形固定資産 | 895,123 | リース債務 | 14,194 |
| 建物 | 493,025 | 負債合計 | 3,098,982 |
| 構築物 | 0 | (純資産の部) | |
| 機械及び装置 | 101,692 | 株主資本 | 25,826,937 |
| 工具、器具及び備品 | 105,030 | 資本金 | 1,813,796 |
| 土地 | 158,177 | 資本剰余金 | 1,432,431 |
| リース資産 | 19,562 | 資本準備金 | 1,313,795 |
| 建設仮勘定 | 17,634 | その他資本剰余金 | 118,636 |
| 無形固定資産 | 690,351 | 利益剰余金 | 25,467,828 |
| 特許権 | 60,487 | 利益準備金 | 61,792 |
| ソフトウェア | 416,443 | その他利益剰余金 | 25,406,036 |
| その他 | 213,419 | 別途積立金 | 5,500 |
| 投資その他の資産 | 1,955,446 | 繰越利益剰余金 | 25,400,536 |
| 投資有価証券 | 300,000 | 自己株式 | △2,887,118 |
| 関係会社株式 | 628,031 | 純資産合計 | 25,826,937 |
| 繰延税金資産 | 527,309 | 負債・純資産合計 | 28,925,919 |
| その他 | 500,106 | | |
| 資産合計 | 28,925,919 | | |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年5月1日から
2024年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|-----------|------------|
| 売上高 | | 30,849,399 |
| 売上原価 | | 12,311,012 |
| 売上総利益 | | 18,538,387 |
| 販売費及び一般管理費 | | 17,678,226 |
| 営業利益 | | 860,160 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 13,317 | |
| 業務委託料収入 | 32,040 | |
| 為替差益 | 1,152,769 | |
| その他 | 4,104 | 1,202,231 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 12,859 | |
| 支払保証料 | 3,609 | |
| 売上債権売却損 | 2,810 | |
| 和解金 | 5,000 | |
| その他 | 993 | 25,273 |
| 経常利益 | | 2,037,118 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 31,886 | |
| 関係会社株式評価損 | 909,311 | 941,198 |
| 税引前当期純利益 | | 1,095,920 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 779,336 | |
| 法人税等調整額 | 154,367 | 933,704 |
| 当期純利益 | | 162,215 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年5月1日から
2024年4月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|----------|------------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資 本 準備金 | その他 資 本 剰余金 | 資 本 剰余金 合 計 | 利 益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利 益 剰余金 合 計 |
| | | | | | 別 途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 2023年5月1日残高 | 1,813,796 | 1,313,795 | 118,636 | 1,432,431 | 61,792 | 5,500 | 25,953,596 | 26,020,888 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | - | △715,275 | △715,275 |
| 当 期 純 利 益 | - | - | - | - | - | - | 162,215 | 162,215 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | △553,059 | △553,059 |
| 2024年4月30日残高 | 1,813,796 | 1,313,795 | 118,636 | 1,432,431 | 61,792 | 5,500 | 25,400,536 | 25,467,828 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------|------------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本 合 計 | |
| 2023年5月1日残高 | △2,887,118 | 26,379,997 | 26,379,997 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | △715,275 | △715,275 |
| 当 期 純 利 益 | - | 162,215 | 162,215 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額(純額) | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | △553,059 | △553,059 |
| 2024年4月30日残高 | △2,887,118 | 25,826,937 | 25,826,937 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

ヤーマン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 垣 康 平指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 原 さつき

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2023年5月1日から2024年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤーマン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

ヤーマン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新垣 康平指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮原 さつき

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2023年5月1日から2024年4月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は2023年5月1日から2024年4月30日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査部門及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において運営の状況を調査するほか、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月20日

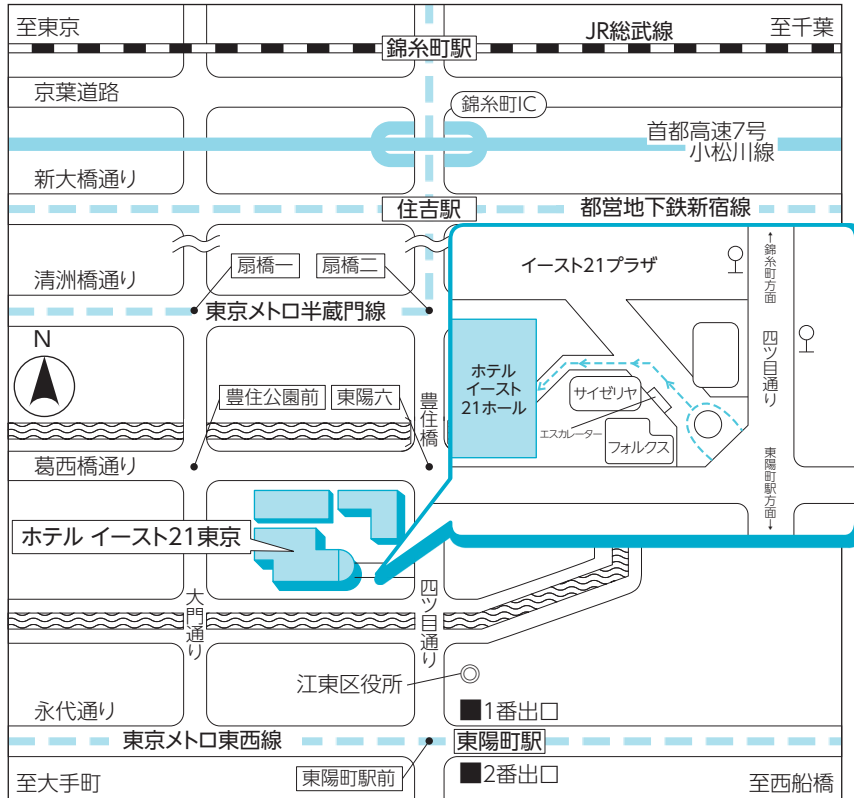
ヤーマン株式会社 監査役会

| | | | |
|---------|----|----|---|
| 常勤社外監査役 | 鳥山 | 望 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 鷺海 | 量明 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 河本 | 智子 | Ⓜ |

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
電話 03-5683-5683 (代表)



交通 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅より
都営バス<東22>で約10分 豊住橋（東京イースト21）下車
JR総武線 錦糸町駅より
都営バス<東22>で約15分 豊住橋（東京イースト21）下車

当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。

電子提供措置の開始日 2024年7月4日

第50回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

ヤーマン株式会社

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めており、本基本方針及び法令、社内規程に従い業務を遂行することにより、業務の適正を確保しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役は、法令・社内規則等を遵守することを宣誓し、コンプライアンス体制の整備に努めるものとする。重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス統括部門及び監査役に報告し、適切な対策を講じる。
- b 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- c 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてその改善を促す。
- d 通報者の保護を徹底した内部通報制度を充実する。
- e 反社会的勢力対応規程に基づき、反社会的勢力による不当要求に対し、警察及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会とも連携し毅然と対応していく。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役は、議事録、会議録、稟議書、契約書、計算書類その他の重要な文書を関連資料とともに保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- b 文書管理規程を整備し、情報を有効に活用する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 取締役は、リスク管理規程に基づき定期的にビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。
- b リスク管理統括部門は、全社のリスクを統括し、リスクの内容に応じて責任部署を設定し、具体的な対応策を策定する。
- c 財務報告の正確性と信頼性を確保する観点から、関連する業務プロセスの特定及びリスクの評価を行い、文書化並びに統制活動の実施状況を定期的に確認する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会は、取締役の職務分掌を定め、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にする。各取締役は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定又は見直しを行い、当社全体の効率的な運営を確保する。
- b 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするため、職務権限及び職務分掌に関する規程を整備する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役は、使用人に対して法令・社内規則等の周知を図り、その遵守を徹底する。取締役は、使用人の職務権限を定め、使用人の責任と権限を明確にし、以て業務執行の責任体制を確立する。
- b コンプライアンス統括部門は、社内のコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに係る相談ができる仕組みを作る。
- c リスク管理統括部門は、各部署の日常的な活動状況におけるリスクを把握し、会社の抱えるリスクを管理する。
- d 法務部門は、当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底する。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- a 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係会社会議の実施及び関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は子会社に対し、子会社がその経営成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会に当社の取締役又は使用人が出席することを求める。
- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・リスク管理統括部門は、子会社を含めたリスクを管理し、グループ全体のリスク管理推進に関わる課題・対応策を審議する。

- c 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方法を策定する。
 - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を整備させる。
- d 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、子会社に、その取締役及び使用人が当社の「企業倫理」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役を配置する体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、監査役が内部統制システムの整備・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため当社の内部通報制度を利用する体制を整備させる。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役補助使用人の設置については、適材配置の視点から中期的な人事計画で検討することとし、当面は次のとおり対応する。

- a 監査役並びに監査役会事務局の庶務事項は、管理本部内に専任スタッフを配置する。
- b 監査補助業務は、監査役からの要請事案に関し、管理本部長の指示に基づき、管理本部のスタッフが対応する。

⑧ **上記使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- a 管理本部長は、監査役からの監査補助業務の要請に対し、要員を確保し、監査役の指揮下において当該業務に専任させる。
- b 管理本部スタッフによる監査補助業務の履行状況の評価は、監査役会が行い、管理本部長に報告する。

⑨ **監査役の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩ **次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

a 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役は、監査役を取締役会をはじめとする重要な会議への出席権限を保証する。
- ・取締役及び使用人は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財務上の諸問題、規制当局からの命令その他著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第直ちに報告する。また、取締役及び使用人は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告する。

b 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の管理本部へ報告を行うか、又は内部通報制度に基づいて通報する。
- ・当社内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・内部通報制度の担当部門は、当社グループの取締役、監査役及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。

⑪ **上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

⑫ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- a 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- b 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑬ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- a 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な会合をもつ。
- b 監査役は、内部統制システムの有効性を評価するうえで、内部監査室及び会計監査人と連携する。
- c 監査役は、会計監査人を監督するとともに、随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。
- d 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。
- e 取締役は、監査役が必要と認めた重要な使用人に対する調査にも協力する。

(2) 体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① **コンプライアンス、リスク管理体制等**

コンプライアンス統括部門の主導により、事業に関連する法令の研修等を実施し、コンプライアンスの徹底に努めております。

なお、特に当社の業務に関連性が深い景品表示法及び薬機法については、使用人の職務の執行が法令に適合することを徹底するため、年2回の景品表示法と薬機法に関する研修とテストの実施や外部セミナーへの参加、四半期毎の広告コンプライアンス会議の開催、試験実施基準や広告制作フロー等の見直しによるチェック機能の強化を図り、適切な体制を確立しております。

また、社内外に内部通報窓口を設置しており、周知徹底して運用しております。

② **法改正等に伴う諸規程の見直し**

法改正及び雇用形態の多様化に対応するため、諸規程を整備し運用しております。

③ **グループ管理体制**

当社取締役会や会議等の場を通じて毎月子会社の担当者から経営状況等の報告を受け、現状を把握できる体制となっております。

④ **監査役への報告体制**

当社の内部監査室責任者は内部監査室が行った監査結果について年6回、また、当社のコンプライアンス責任者は「当社グループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、通報者の匿名性を確保したうえで、通報実績の有無も含めて、四半期毎に年4回取締役会で定例報告を実施するほか、緊急性のあるものについては、遅滞なく監査役に報告を行っております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
すべての子会社を連結しております。
また、当連結会計年度において連結子会社である雅萌(上海)美容科技有限公司が雅萌(浙江)電子商務有限公司を設立したため、新たに連結の範囲に含めております。

| | |
|----------|--|
| 連結子会社の数 | 4社 |
| 連結子会社の名称 | LABO WELL株式会社、 YA-MAN U.S.A. LTD.、 雅萌(上海)美容科技有限公司、雅萌(浙江)電子商務有限公司 |

2. 持分法の範囲に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称
すべての関連会社に持分法を適用しております。

| | |
|---------|--|
| 関連会社の数 | 2社 |
| 関連会社の名称 | MACHERIE BEAUTY TECHNOLOGY CO.,LTD.、 株式会社エフェクティム |

 - (2) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品、製品、原材料、仕掛品
移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品
最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法
時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法)
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
当社は、従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。
なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(貸倒懸念債権に対する貸倒引当金)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
受取手形、売掛金及び契約資産 4,834,018千円
(上記のうち貸倒懸念債権 2,587,851千円)
貸倒引当金 980,000千円

- (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報
債権の貸倒れによる損失に備えるため、債務の弁済状況等に応じて一般債権及び貸倒懸念債権の2つに区分し、当該債権区分に応じて債権の回収可能額の見積りを行っております。このうち、特に貸倒懸念債権として区分された債権に対する貸倒引当金の見積りについては、取引先の財政状態及び経営成績に加え、今後の収益及び資金繰りの見通し等を基に総合的な判断によって債権の回収可能性を評価しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|----|-----------|
| 建物 | 32,774千円 |
| 土地 | 153,865千円 |
| 計 | 186,640千円 |

(2) 担保に係る債務

| | |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 366,000千円 |
| 長期借入金 | 60,000千円 |
| 計 | 426,000千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,857,663千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,348,880株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2023年7月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 481,435 | 8.75 | 2023年4月30日 | 2023年7月28日 |
| 2023年12月13日 取締役会 | 普通株式 | 233,840 | 4.25 | 2023年10月31日 | 2024年1月5日 |
| 計 | | 715,275 | - | | |

(注) 2023年7月27日定時株主総会決議の1株当たり配当額には、設立45周年記念配当4.50円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年7月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------|-------------|------------|------------|
| 2024年7月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 261,350 | 利益剰余金 | 4.75 | 2024年4月30日 | 2024年7月29日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については定期預金を中心に、一部を安全性の高い投資信託にて運用し、資金調達については、銀行借入等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、その低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内に支払期日の到来するものであります。このうち、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクについては、為替予約を利用するなどしてその低減を図っております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達によるものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループではグループ全体の資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における貸倒引当金控除後の営業債権のうち、42.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年4月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借 対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------|------------------------|------------|------------|
| 長期借入金 | 706,000 | 705,141 | △858 |

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、未収入金、支払手形及び買掛金、未払金は、いずれも短期間で決済されるため時価はほぼ帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
 2. 長期借入金には、1年以内返済予定長期借入金を含めております。
 3. 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。
 4. 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

| | 連結貸借 対照表計上額 (千円) |
|--------|------------------------|
| 投資有価証券 | 300,000 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品該当事項はありません。
 (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | - | 705,141 | - | 705,141 |
| 合計 | - | 705,141 | - | 705,141 |

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
 長期借入金これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | | その他 | 合計 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|---------|------------|
| | 通販部門 | 店販部門 | 直販部門 | 海外部門 | 計 | | |
| 売上高 | 4,215,101 | 7,473,231 | 8,498,350 | 11,256,694 | 31,443,377 | 580,451 | 32,023,828 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,215,101 | 7,473,231 | 8,498,350 | 11,256,694 | 31,443,377 | 580,451 | 32,023,828 |
| その他の収益 | - | - | - | - | - | - | - |
| 外部顧客への売上高 | 4,215,101 | 7,473,231 | 8,498,350 | 11,256,694 | 31,443,377 | 580,451 | 32,023,828 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等
契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (千円) |
|-------------|--------------|
| 契約負債 (期首残高) | 16,531 |
| 契約負債 (期末残高) | 17,418 |

- (2) 残存履行義務に配分した取引価額
当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額 | 456円44銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 7円24銭 |

(その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式、関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品、製品、原材料、仕掛品
移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - (3) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法
時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法)
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。
なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(貸倒懸念債権に対する貸倒引当金)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|---------------|--------------|
| 売掛金及び契約資産 | 4,751,069千円 |
| (上記のうち貸倒懸念債権) | 2,587,851千円) |
| 貸倒引当金 | 980,000千円 |

- (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報
「連結注記表(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|---------------|-----------|
| 市場価格のない子会社株式 | 489,211千円 |
| 市場価格のない関連会社株式 | 138,820千円 |
| 関係会社株式評価損 | 909,311千円 |
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
市場価格のない子会社株式及び関連会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じ

た金額である実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理をしております。なお、当事業年度において、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式のうち、実質価額が著しく低下しているものの減損処理をしていない株式はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|----|-----------|
| 建物 | 32,774千円 |
| 土地 | 153,865千円 |
| 計 | 186,640千円 |

(2) 担保に係る債務

| | |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 366,000千円 |
| 長期借入金 | 60,000千円 |
| 計 | 426,000千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,845,113千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

| | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 50,548千円 |
| 短期金銭債務 | 24千円 |

4. 保証債務

| | |
|---|----------|
| 子会社LABO WELL株式会社の金融機関に対する信用状の決済資金に対する債務保証 | 10,000千円 |
|---|----------|

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|-----|-----------|
| 売上高 | 318,263千円 |
| 仕入高 | 8,519千円 |

営業取引以外の取引による取引高

| | |
|---------|----------|
| 業務委託料収入 | 31,200千円 |
|---------|----------|

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度 期首 株式数 (株) | 当事業年度 増加 株式数 (株) | 当事業年度 減少 株式数 (株) | 当事業年度 末株式数 (株) |
|------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------|
| 普通株式 | 3,327,668 | - | - | 3,327,668 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|----------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 10,595千円 |
| 賞与引当金 | 37,366千円 |
| 返金負債 | 42,743千円 |
| 一括償却資産 | 4,297千円 |
| 棚卸資産評価損 | 42,513千円 |
| 貸倒引当金 | 300,000千円 |
| 未払費用 | 57,438千円 |
| 減価償却超過額 | 5,927千円 |
| 資産除去債務 | 16,901千円 |
| 長期前払費用 | 38,548千円 |
| 土地 | 10,927千円 |
| 子会社株式 | 476,428千円 |
| 関連会社株式 | 159,002千円 |
| その他 | 10,158千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,212,850千円 |
| 評価性引当額 | △663,260千円 |
| 繰延税金資産合計 | 549,590千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 未収還付事業税 | △5,073千円 |
| 返品資産 | △16,999千円 |
| その他 | △207千円 |
| 繰延税金負債合計 | △22,280千円 |
| 繰延税金資産純額 | 527,309千円 |

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|--------------------|---------------|-----------|-----------|----------|----|----------|
| 子会社 | YA-MAN U.S.A. LTD. | 所有直接100.0% | 役員の兼任経営管理 | 増資の引受(注1) | 523,445 | — | — |

(注) 当社が全額引き受けたものであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 469円40銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 2円95銭 |

(その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。